Ⅰ　宮内庁京都事務所の概要

組織及び所掌

宮内庁京都事務所は、地方支分部局として京都市に置かれ、京都御所・京都大宮御所・京都仙洞御所・桂離宮・修学院離宮、正倉院及び桃山・月輪・畝傍・古市各陵墓監区の陵墓など国有財産の管理等の事務をつかさどる機関である。

○宮内庁組織図（令和５年４月１日現在）

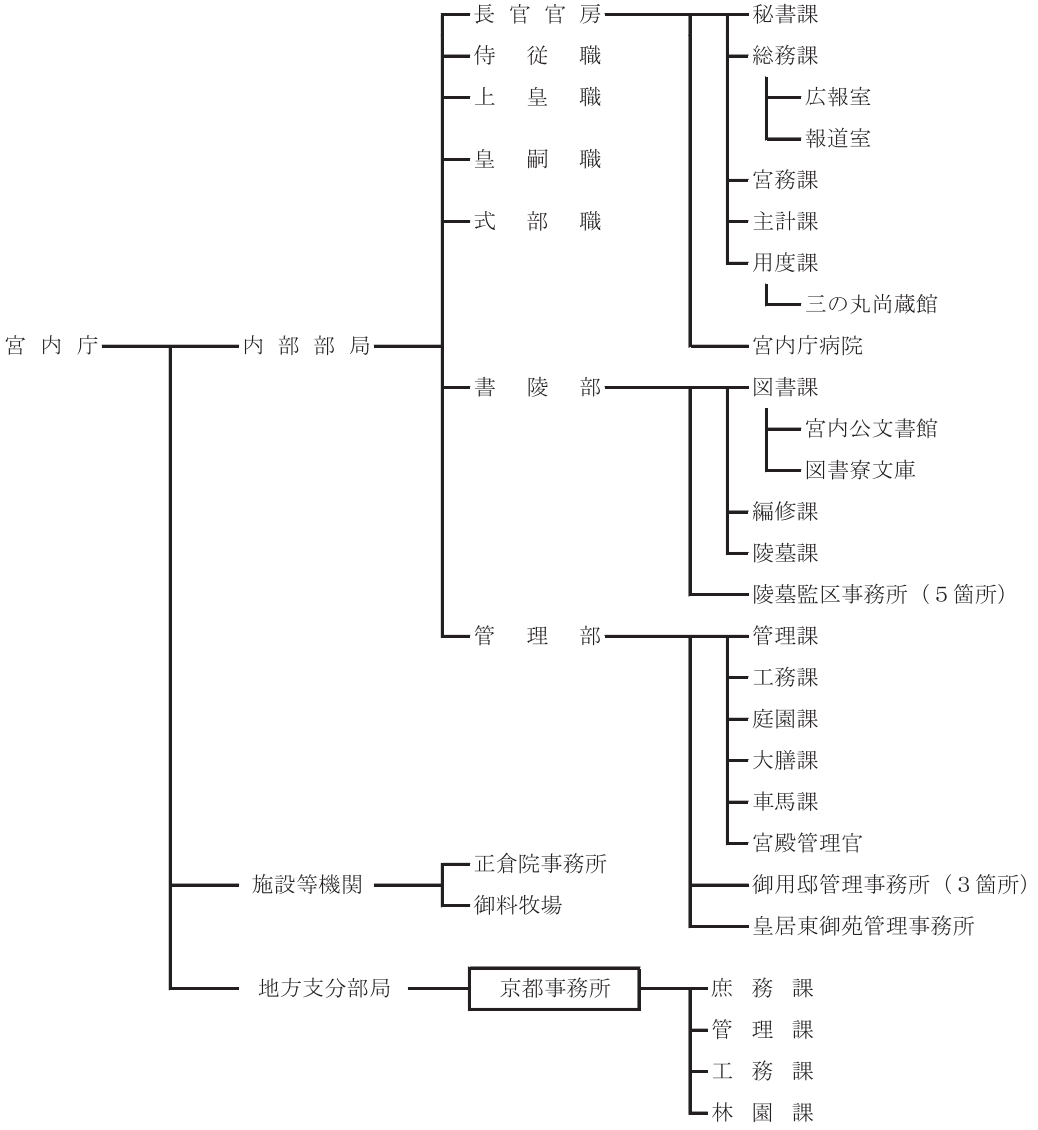

【参考】
宮内庁法（昭和22年４月18日法律第70号）

第一条　内閣府に、内閣総理大臣の管理に属する機関として、宮内庁を置く。
２　宮内庁は、皇室関係の国家事務及び政令で定める天皇の国事に関する行為に係る事務をつかさどり、御璽国璽を保管する。

第十七条　宮内庁に、地方支分部局として京都事務所を置く。
２　京都事務所は、内閣府令の定めるところにより、宮内庁の所掌事務の一部を分掌する。
３　京都事務所の位置及び内部組織は、内閣府令で定める。

○京都事務所組織図

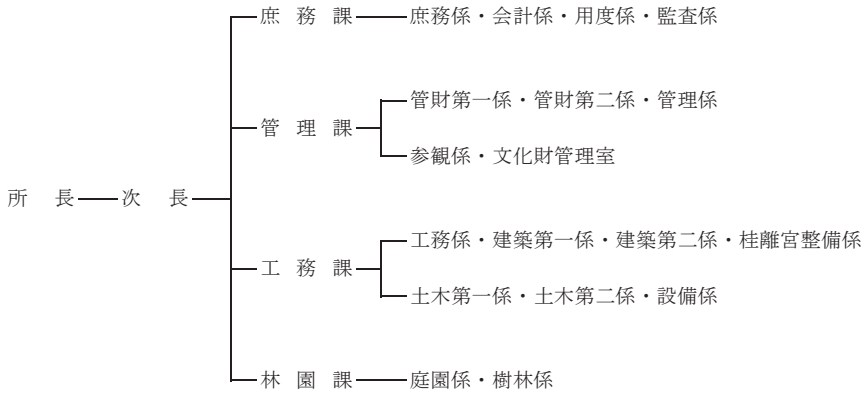

京都事務所は、所長、次長のもとに庶務課・管理課・工務課・林園課の４課が置かれ、それぞれに課長を配置し、その所掌に属した事務を行っている。京都事務所の主要な職掌は以下の３点である。

1　京都御所ほか、京都に所在する御所・離宮等（関連する物品も含む）について直接に管理、活用する。

2　富山・岐阜・静岡県以西の西日本に所在する宮内庁関係の施設（上記１の他、陵墓・正倉院等。但し、御用邸を除く）につき、管財業務、営繕業務、設備関係・樹林関係等の業務を行う。また会計・契約事務を行う。

3　皇室にとって特別に由緒のある関西地区において、皇室御交際の結節点となる。

【参考】

京都事務所の所掌事務を定める内閣府令（昭和55年６月30日総理府令第30号）

（所掌事務）

第一条　京都事務所は、京都御所、京都大宮御所、京都仙洞御所、桂離宮、修学院離宮その他の京都市に所在する宮内庁所管の施設、正倉院及び陵墓（山形県、栃木県、東京都、神奈川県、新潟県及び長野県に所在する陵墓を除く。第二号において同じ。）に関する長官官房及び管理部の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。

一　経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。

二　物品（正倉院及び陵墓の物品を除く。）の管理に関すること。

三　皇室用財産その他の行政財産を管理すること。

四　工事の監査に関すること。

五　建築、土木その他の工事に関すること。

六　水道、電気、ガスその他の設備に関すること。

七　庭園及び樹林に関すること。

宮内庁組織規則（昭和55年６月30日総理府令第31号）

第三章　京都事務所

（位置）

第十四条　京都事務所は、京都市に置く。

（所長及び次長）

第十五条　京都事務所に、所長及び次長一人を置く。

2　所長は、所務を掌理する。

3　次長は、所長を助け、所務を整理する。

（分課）

第十六条　京都事務所に、次の四課を置く。

庶務課　　管理課　　工務課　　林園課

2　各課に課長を置く。課長は、命を受けて、課の事務を掌理する。

沿革（概要）

・明治２年（1869）　２月　京都に留守官を設置（東京遷幸に先立ち、設けた組織）

　　同年　　７月　宮内省を設置

　　同年　　８月　京都に留守宮内省を設置

・明治３年（1870）　12月　留守官を留守宮内省に併合

・明治４年（1871）　８月　留守官を廃止

・明治16年（1883）　９月　京都に宮内省支庁を設置

・明治19年（1886）　２月　宮内省支庁を廃し、主殿寮（とのもりょう）出張所を設置

　　同年　　６月　主殿寮出張所に皇宮警察官を配置

・大正10年（1921）　10月　主殿寮廃止に伴い内匠寮（たくみりょう）出張所を設置

　　同月　皇宮警察部出張所を設置

・昭和11年（1936）　11月　宮内省京都地方事務所を設置

　　（所長、殿掌、庶務課、工務課、皇宮警察課を設置）

・昭和15年（1940）　５月　皇宮警察課を警務課に改称

・昭和22年（1947）　１月　警視庁皇宮警察部の発足により警務課が廃止

　　同年　　５月　宮内府京都地方事務所となる

　　（所長、庶務課、工務課を設置）

・昭和24年（1949）　６月　宮内庁京都事務所となる

　　（所長、庶務課、工務課を設置）

・昭和31年（1956）　６月　宮内庁京都事務所が地方支分部局と位置づけられる

・昭和40年（1965）　４月　次長を設置

・昭和41年（1966）　４月　林園課を設置

・昭和44年（1969）　４月　管理課を設置

・平成27年（2015）　４月　管理課に文化財管理室を設置

（現在に至る）

所在地（位置図）

宮内庁京都事務所の所在地（京都市上京区京都御苑３）

京都事務所は、環境省所管の京都御苑内に所在する。京都御苑内には、そのほか京都御所、京都大宮御所、京都仙洞御所が所在し、また国の他の機関として環境省自然環境局京都御苑管理事務所、内閣府京都迎賓館、皇宮警察本部京都護衛署も所在している。京都御苑は、東西約700m、南北約1,300mの広大な敷地で、いつでも自由に出入りのできる国民公園であり、多くの方が訪れる憩いの場となっている。

京都御苑　略図

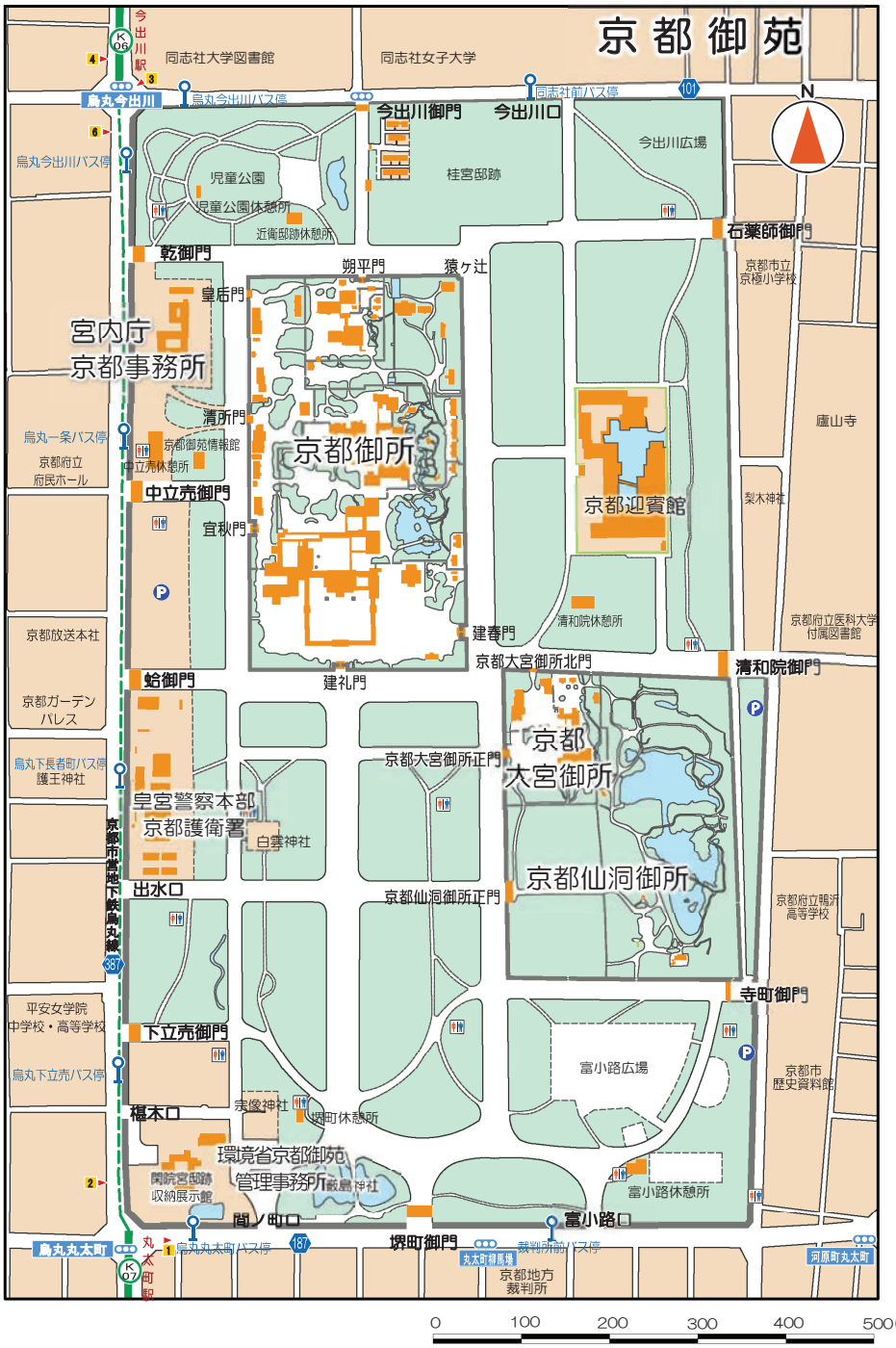

主な出来事（令和４年度）

月	日	行事等	その他施設関係
令和４年			
4	6	「京都御所　宮廷文化の紹介」（～４月10日） 参観者数　12,083人（５日間）	（令和３年度より）桂離宮御殿ほか整備工事 （R3.5.11～R5.11.17）
	20	秋篠宮両殿下三重県・奈良県及び京都府御成り （～４月23日） 京都大宮御所御宿泊（４月22日）	京都仙洞御所御田社修繕工事（R4.4.16～R4.10.31）
			京都御所清涼殿障壁画保存工事（R4.4.27～R5.3.30）
			京都大宮仙洞御所消火設備整備工事（R4.4.28～R5.9.29）
6	28	第12回御所・離宮懇談会（京都事務所会議室）	
8			京都仙洞御所又新亭ほか茅葺屋根葺替その他整備工事 （R4.8.6～R5.3.29）
			桃山陵墓地間参道手摺設置工事（R4.8.9～R4.11.22）
9			泉山陵墓地外構柵整備工事（R4.9.30～R5.1.13）
10	8	桂離宮観月会 応募総数8,718人のうち　当選者64人	平城天皇陵コンクリートブロック塀改修その他工事（R4.10.14～R5.3.24）
	21	第13回御所・離宮懇談会（京都事務所会議室）	後宇多天皇髪塔板壁その他修繕工事（R4.10.21～R5.3.27）
11	19	「京都御所　宮廷文化の紹介」（～11月23日） 参観者数　15,537人（５日間）	京都御所御内庭土橋改修その他工事（R4.11.17～R5.3.24）
12			桂離宮桂垣補修その他工事（R4.12.6～R5.3.29）
			高倉天皇陵斜面地崩落復旧工事（R4.12.13～R5.3.20）
令和５年			
1	5	「京都御所　新春の展示」（令和５年　干支「卯」）について （～1月９日）	
3			正倉院東西宝庫ほか空調設備整備工事（R5.3.14～R5.3.31）
	24	「京都御所　宮廷文化の紹介」（～３月28日） 参観者数　23,881人（５日間）	